# 宮城県バイオ炭の農地施用の実現可能性検討業務 企画提案募集要領

# 1 趣旨

この要領は、宮城県バイオ炭の農地施用の実現可能性検討業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

# 2 業務の目的

宮城県では、令和 4 年度に策定した宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画(以下「基本計画」という。)において、水田農業を中心とした本県の特徴を生かし、水稲のもみ殻の有効活用と温室効果ガス削減を効果的に推進するため、農林水産分野のカーボン・オフセット制度利用件数を目標に掲げている。

農業分野ではバイオ炭の農地施用が方法論として 2020 年に加えられ、県内 JA との意見交換においてもみ殻の有効活用が期待されているが、県内ではバイオ炭の農地施用によるカーボン・オフセット制度の事例がなく、バイオ炭の農地施用を効果的に推進するための情報が不足している状況である。

このため本業務では、県内のバイオ炭製造のポテンシャルの分析や他県の事例調査等を踏まえ、バイオ炭の農地施用によるカーボン・オフセット制度の効果的な活用手法について明らかにすることを目的とする。

#### 3 業務の概要

- (1)業務名 宮城県バイオ炭の農地施用の実現可能性検討業務
- (2)業務内容 別紙「宮城県バイオ炭の農地施用の実現可能性検討業務委託仕様書(以下「仕様書」 という。) | のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年1月31日まで
- (4) 事業費(委託上限額) 金3,433,426円(消費税額及び地方消費税を含む。)

## 4 委託事業者の選定方法

公募によるプロポーザル方式 (随意契約) とする。ただし、参加資格者が 10 者を超える場合は書類 選考を行う。

### 5 参加資格

本業務の企画提案に参加を申し込む者(以下「企画提案参加申込者」という。)は、次に掲げる条件 を全て満たす者のみとする。

- (1) 委託上限額に対応した見積書を提出できること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の 規定に該当する者でないこと。
- (3) 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

- (4) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の 参加資格制限要領(令和2年4月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第 41 条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しく は再生手続開始の申立てがされている者(同法第 33 条第1項に規定する再生手続開始の決定を 受けた者を除く。)でないこと。
  - (7) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づき破産手続き開始の申立てをしている者若しくは破産手続き開始の申立てがされている者(同法第 30 条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの)に該当する者でないこと。
- (9) 宗教団体 (宗教法人法 (昭和 26 年法律第 126 号) 第2条の規定によるもの) に該当する者でないこと。
- (10) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成 20 年 11 月 1 日施行) 別表各号に規定する措置要件に 該当する者でないこと。
- (11) 宮城県内に活動拠点(本店又は営業所等)を有するとともに、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

#### 6 スケジュール

(1)	企画提案への参加申込及び質問受付開始	令和5年7月5日(水)
(2)	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和5年7月11日(火)
(3)	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和5年7月13日(木)
(4)	企画提案への参加申込期限	令和5年7月14日(金)
(5)	参加資格審査結果通知	令和5年7月20日(木)
(6)	企画提案書の提出期限	令和5年7月24日(月)
(7)	選定委員会の開催 (プレゼンテーションの実施)	令和5年7月31日(月)
(8)	選定結果通知	令和5年8月上旬(予定)
(9)	契約締結	令和5年8月中旬(予定)

## 7 参加申込

企画提案参加申込者は、「宮城県バイオ炭の農地施用の実現可能性検討業務 企画提案参加申込書 (様式第1号)(以下「様式第1号」という。)」、及び直近1年間の確定年度(年)の国税・県税・市町 村税納税証明書の写しを提出すること。提出がない場合、本件への参加は認められないものとする。

# (1)提出期間

公告開始から令和5年7月14日(金)午後5時まで

#### (2)提出方法

必要事項を記入した様式第1号及び納税証明書の写し(PDF等)を電子メールに添付し、みやぎ米推進課へ提出すること。メールアドレス:miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp

なお、送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピューターウイルス 感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理(以下「コンピューターウイルス対策処理」 という。)実施の上、送信すること。

#### (3)参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の選考を行う。ただし、参加資格の審査の結果、参加資格適合者が 10 者を超える場合は、書類選考を行う。令和 5 年 7 月 20 日 (木) までに参加資格の選考結果について、企画提案参加申込者へ電子メールで通知する予定である。

#### 8 質問の受付

本業務の企画提案に関して質問がある場合は、「宮城県バイオ炭の農地施用の実現可能性検討業務質問票(様式第2号)(以下「様式第2号」という。)」を提出すること。

# (1)受付期間

公告開始から令和5年7月11日(火)午後5時まで

#### (2)提出方法

様式第2号に必要事項を記入し、電子メールに添付してみやぎ米推進課へ提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とすること。電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答しないものとする。送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピューターウイルス対策処理を実施の上、送信すること。

#### (3)回答

質問に対する回答は、令和5年7月13日(木)までに宮城県農政部みやぎ米推進課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

#### 9 企画提案書の提出

企画提案参加申込者は、以下のとおり選考に必要な書類(以下「提出書類」という。)を持参又は郵送により提出すること。提出先は「15 担当 | のとおり。

### (1)提出期間

参加資格の通知から令和5年7月24日(月)(必着)

持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時まで。なお、みやぎ米推進課に事前予約の上、持参すること。

# (2)提出書類

提出書類は次の表のとおりとする。提出書類は日本工業規格による A4 判の規格で作成し、①~⑥を1部ずつ左綴じした一式を1部作成し、④~⑥の書類について1部ずつ左綴じした一式を7部作成すること。綴じる際にはフラットファイル等に綴じて様式が分かるようインデックスをつけること。任意様式で作成する書類の用紙の向きは問わないものとする。

また、事業者にてすでに作成済みの会社概要等のパンフレットのサイズは問わないものとする。

	提出書類	注意事項
1	企画提案届出書	指定様式による(様式第3号) 【1部】
2	誓約書	指定様式による(様式第4号) 【1部】
3	その他	会社概要のパンフレット等【1部】
4	実施体制調書	指定様式による(様式第5号) 【7部】
(5)	参考見積書	任意様式 【7部】
6	企画提案書	・任意様式(A4両面 10枚まで) 【7部】
	(企画提案概要書)	・文字サイズは、11 ポイント以上(図表及び注記等は除く)
		・仕様書「6 業務内容」に示す内容を満たし、かつ、以下の記載を含む
		こと。
		イ 本業務の目的を達成するための課題と対応方針
		ロ 具体的な調査・検討手法、工程
		・提案内容には、必要に応じて根拠となる資料等を示しつつ、その有効性
		や妥当性を具体的に記載すること。
		・業務内容に関して独自の提案がある場合は、その内容を具体に記載する
		こと。

### 10 選考方法

### (1) 選考手順

- イ 県が設置する宮城県バイオ炭の農地施用の実現可能性検討業務公募型プロポーザル方式選定 委員会(以下「選定委員会」という。)において、評価対象となる企画提案を行う者(以下「提 案者」という。)の提出書類及びプレゼンテーションの評価及び選考を行う。提案者の評価は、 後述する評価基準(評価項目及び評価の視点)及び評価項目ごとに設定された配点により行う。
- ロ 業務委託候補者は、各委員評価点の平均が、満点の6割以上の提案者の中から選定する。各委員評価点の平均が満点の6割以上となった提案者のうち、各委員の評価点の合計が最も高い提案者と、各委員の評価点の順位の合計が最も小さい提案者が一致する場合、当該提案者を業務委託候補者とする。
- ホ 各委員の評価点の合計が最も高い提案者と、各委員の評価点の順位の合計が最も小さい提案 者が一致しない場合、又は同点の提案者が複数となった場合は、委員間の協議により業務委託 候補者を選定する。
- へ 提案者が 10 者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に替えて書類審査により業務委託候補者を選定する。なおこの場合、後述の評価項目 5 は省略する。
- ト 提案者が1者のみであった場合は、各委員の評価点を合計し、満点の6割以上となった場合 に、業務委託候補者として選定する。
- チ 選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、業務委託候補者を選定する。

### (2) 評価基準及び配点

No.	評価項目	評価基準	配点
-----	------	------	----

		バイオ炭製造ポテンシャル調査に関する提案及び具体性はあるか。		
1	提案内容に関	バイオ炭システム先進事例調査に関する提案及び具体性はあるか。	30	
	する評価	バイオ炭農地施用でのJクレジット制度活用方法の検討に関する提案及び	30	
2		具体性はあるか。		
	安 *# *# !+ ***	業務への取組体制が確保されているか。		
	業務推進体制	業務責任者及び担当者の業務遂行能力はあるか。	15	
3	等	Jクレジット制度に関する専門的知見を有しているか。	15	
	業務行程の妥	詳細スケジュール作成について、適切で具体的な提案がされているか。		
4	当性・効率性	作業項目と業務フロー整理について、適切で具体的な提案がされているか。	13	
	祖安入郎。	本業務の趣旨を理解し、適切な提案が示されているか。		
	提案全般について	仕様書記載の業務内容及び業務方法について、独自の提案や追加の提案が	20	
	(,, (	されているか。		
	プレゼンテー	プレゼンテーションが分かりやすく、説得力があり、質疑への応答は適切		
5	ション(質疑応	であるか。	20	
	答も含む)	業務に対する取り組み意欲が高く、熱意が感じられるか。		
合計				

### (3) プレゼンテーション実施日

令和5年7月31日(月)午前(予定)

(4) プレゼンテーション会場等

日時及び場所等の詳細については別途連絡する。

(5) プレゼンテーション出席者

2名以内。本業務に主担当として携わる技術者が行うものとする。

(6) プレゼンテーション審査内容

20 分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答(10 分程度)を行う予定である。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、みやぎ米推進課に事前に相談することとし、必要機器については各提案者で用意すること。

### (7) その他

選定委員会での選考は非公開とする。

### 11 結果の公表

選考結果については、令和5年8月に全ての提案者宛てに電子メールで通知するとともに、宮城県農政部みやぎ米推進課ホームページで公表することとする。なお、選考結果に関する質問は応じない。

#### 12 契約の締結

# (1) 受注者の決定

選定委員会において決定した業務委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の 範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により業務委託候補者と契約締結ができない 場合は、次点の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

# (2) 契約書の作成

県と受注者で協議の上契約書を作成する。

### (3) その他契約に関する事項

- イ 県は、業務の委託に際して、選定された企画提案書等の内容をもとに、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて企画提案の内容をもとに追記、変更又は削除を行うことができる。
- ロ 本業務の実施に当たっては関係法令を遵守するとともに、本業務による成果品については第 三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵 害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- ハ 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を、自ら 使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進す るため、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なよう対応すること。
- ニ 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、減失、き損の防止、その他、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- ホ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例(平成8年 宮城県条例第27号)を遵守しなければならない。本業務の業務委託候補者として決定した事 業者は、宮城県の協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

### 13 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (3)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7)前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会会長が失格と 認めた場合

### 14 その他の留意事項

- (1) 本企画提案に参加する費用は全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は認めないものとする。
- (3) 提出書類の「実施体制調書(様式第5号)」に記載する管理責任者及び担当者(以下「管理責任 者等」という。)は、本企画提案実施の公告の日以前に参加する事業者と3カ月以上の直接的かつ

恒常的な雇用関係があるものとする。また、宮城県と契約を締結する事業者は予定した管理責任 者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむ を得ない場合を除き、これを認めないものとする。

- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属するものとする。ただし、宮城県が本企画提案の結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は返却しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例(平成 11 年宮城県条例第 10 号)による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することになる。
- (7) 参加申込の後に、辞退する場合は、辞退届(様式第6号)を提出するものとする。
- (8) 書類等の作成及び手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準 時及び計量法(平成4年法律第51号)に限るものとする。

### 15 担当

宮城県農政部みやぎ米推進課環境対策保全班

所在地 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

電 話 022-211-2845

メールアドレス miyamai-kt@pref.miyagi.lg.jp

※問い合わせについては、休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで受け付けるものとする。